第８章　環境の保全のための措置

対象事業に係る環境の保全のための措置(以下、「環境保全措置」とします)については、第7章の各環境影響評価項目の項において、環境保全措置の検討を記しています。それらの各項目において記載したとおり、本事業では、事業計画の段階で環境への配慮を図っており、新たに環境保全措置を講じる必要はないものと判断しました。